

○西海市大島大釜海岸ふれあいの浜広場の設置及び管理に関する条例

平成18年6月23日西海市条例第57号

改正

平成26年2月10日条例第2号

令和元年7月5日条例第4号

西海市大島大釜海岸ふれあいの浜広場の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、西海市大島大釜海岸ふれあいの浜広場の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民が海と自然に親しむ場として、西海市大島大釜海岸ふれあいの浜広場（以下「ふれあいの浜広場」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第3条 ふれあいの浜広場の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 西海市大島大釜海岸ふれあいの浜広場
- (2) 位置 西海市大島町2598番地

(指定管理者による管理)

第4条 市長は、ふれあいの浜広場の管理を法第244条の2第3項及び西海市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年西海市条例第9号）の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) ふれあいの浜広場の施設の利用に関する業務
- (2) ふれあいの浜広場の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、ふれあいの浜広場の運営に関して市長が必要と認める業務

(利用時間及び休場日)

第6条 ふれあいの浜広場の利用時間及び休場日は、市長の承認を得て指定管理者が定める。

2 前項の承認の基準は、ふれあいの浜広場の利用形態、利用者の利便性等を勘案して市長が別に定める。

(利用の申込み)

第7条 ふれあいの浜広場において、次に掲げる行為をする者は、あらかじめ指定管理者に申し込まなければならない。

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真及びこれらに類する行為をすること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 競技会、展示会、集会、写真撮影会その他これらに類するもののためにふれあいの浜広場の全部又は一部を独占して利用すること。

(利用の制限)

第8条 指定管理者は、ふれあいの浜広場の利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を拒否し、又は退去を命じることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 建物及び附属施設を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (3) 公益上又は管理上支障があると認めるとき。
- (4) 集团的又は常習的に暴力行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (5) この条例又はこの条例に基づく規則等の規定に違反したとき。
- (6) その他市長が利用を不適當と認めるとき。

(利用料金)

第9条 ふれあいの浜広場の施設を利用しようとする者は、ふれあいの浜広場の利用に係る利用料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第1及び別表第2に掲げる額を基準として、利用の形態等の状況を勘案して指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

3 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。
(利用料金の減免)

第10条 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金を減免することができる。

(損害賠償)

第11条 故意又は重大な過失により、ふれあいの浜広場の建物及び附属施設等を損傷した者は、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年2月10日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(使用料、利用料金、占用料、家賃、入園料等に関する経過措置)

2 この条例(第3条、第40条、第41条及び第42条の規定を除く。)による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行う施設等の使用、利用、占有、出店、入園等に係る使用料、利用料金、占用料、家賃、入園料等で施行日以後に納付するものについて適用し、施行日前に納付するものについては、なお従前の例による。

附 則 (令和元年7月5日条例第4号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。(後略)

(使用料、利用料金、占用料、家賃、入園料等に関する経過措置)

2 この条例(第35条、第36条、第37条及び第38条の規定を除く。)による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行う施設等の使用、利用、占有、出店、入園等に係る使用料、利用料金、占用料、家賃、入園料等で施行日以後に納付するものについて適用し、施行日前に納付するものについては、なお従前の例による。

別表第1 (第9条関係)

行為	単位	利用料金
行商、露店その他これらに類する行為	1平方メートル1月につき	550円
業として行う写真撮影又は望遠鏡の透視施設業	1台1月につき	1,650円
集会、展示会その他これらに類する行為	1平方メートル1日につき	110円
興行	1日につき	2,200円
海の家における商行為その他これらに類する行為	1平方メートル1月につき	900円

備考

1 利用料金の額を算出する基礎となる面積が1平方メートルに満たないとき又はその面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとする。

2 利用料金の額を算出する基礎となる期間で1日を単位としているものは、24時間以内とし、利用時間の多少にかかわらず1日とする。

3 利用料金の額を算出する基礎となる期間で1月を単位としているものは、その期間が1月に満たないとき又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月とする。ただし、その期間が15日以内の場合は、日割りによって計算する。

別表第2 (第9条関係)

有料施設名	単位	利用料金
シャワー	1回	100円

